

美里町高校生世代応援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、次世代を担う高校生世代に対し経済的な支援を行う美里町高校生世代応援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、給付金を支給する年度（以下「事業実施年度」という。）の5月31日において、次のいずれも満たす者とする。

- (1) 町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 事業実施年度において、15歳に達する日以後の最初の4月2日から18歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある者

(給付金の額)

第3条 町長は、支給対象者に対し、1人につき1万円の給付金を支給する。

(支給対象者に対する給付金申請の通知)

第4条 町長は、支給対象者に対し、給付金を申請するための受取番号及び申請の期限をあらかじめ通知するものとする。

(給付金の申請)

第5条 支給対象者は、給付金の受給を希望するときは、美里町LINE公式アカウントからオンラインにより申請するものとする。

(給付金の支給)

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、支給を決定したときは、給付金を支給するものとする。

(給付金の支給方式)

第7条 給付金の支給は、株式会社セブン銀行が設置する現金自動預払機で給付金を受け取る方式により行うものとする。

(給付金の支給等に関する周知)

第8条 町長は、給付金の支給に当たり、支給対象者及び支給の要件、申請の方法等について、町の広報紙その他の方法により周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 町長は、次に掲げる場合は、支給対象者が給付金の受給を辞退したものとみなす。

- (1) 前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条の申請の期限までに申請が行われなかった場合
- (2) 第6条の規定による支給の決定を行った後、町長が別に定める日までに第7条の方式による給付金の受取をしなかった場合

(3) 申請内容その他内容の不備により給付金の支給ができなかった場合であつて、町長が当該不備の補正を求めたにもかかわらず第4条の申請の期限までに当該補正が行われなかった場合

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 支給対象者は、給付金の支給を受ける権利を、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年9月29日から施行する。